

OECD諸国における所得分配(Ⅲ)  
〔INCOME DISTRIBUTION IN OECD COUNTRIES〕

訳 三 井 速 雄

(農業者年金基金業務第一部長)

序 論 (No.55号掲載済)

第1章 方法論上の諸問題 (No.55号掲載済)

第2章 計測結果 (No.57号掲載)

第3章 所得の十分位階級分布の一般的質  
(No.58号掲載)

第4章 他の諸国のデータ (No.58号掲載)

第5章 所得分配の変動の傾向 (No.59号掲載  
載予定)

付録

I 資料について

II 所得分配データと国民経済計算  
の整合性について

III 若干の諸国のトランスファー前  
と、トランスファー後の所得分配  
のデータについて

IV 補間法について

第3章 所得の十分位階級構成の一般  
的性質

本章においては、世帯構成の型と世帯の所得の種類(要素所得の種類)とが、所得の十分位階級分布の構成に対して与える影響について、若干の予備的な検討を行なう。この検討はOECD諸国のうちの6ヶ国ないし8ヶ国のサンプルの平均値<sup>38)</sup>について行なっておりOECD全体の現在の姿について判断できればと考えたが、結果的には、所得較差が生じる原因について、若干の見解を述べるにとどまった。

世帯構成

前章の終りに、各国間の所得分配の差異

を比較しながら、所得分配に与える世帯人員の規模の影響を考察してきたが、OECD加盟の8ヶ国の平均値を用いて、世帯人員数が増えるごとに所得額が上昇していく状況を示したものが表12である。また、世帯主の年齢と所得額との関係を示したものが、表13であるが、この表から両者の関係を、明瞭に読みとることができる。すなわち、表13で65歳以上の世帯は、明らかに最下位の2ランクに集中しているのに、25歳から54歳までの3つの区分は、相互に類似した分布を示すとともに、年齢に従って所得額が次第に増加していくことがよく解る。このデータでは示されていないが、各国の個別の状況については、まずカナダは25歳以下のグループの所得が平

翻 訳

表 1 2 世帯人員数別の十分位階級構成比

十分位階級	世帯人員数(人)				
	1	2	3	4	5以上
I. 各十分位階級ごとの世帯の構成比					
1	69.7	19.4	4.8	2.8	3.3
2	47.6	32.1	8.7	5.5	6.1
3	29.3	35.8	13.6	10.2	11.2
4	21.9	31.1	17.2	14.2	15.6
5	16.5	27.8	20.0	19.0	16.7
6	9.7	26.8	21.8	21.6	20.1
7	5.6	26.5	22.8	23.6	21.6
8	3.2	25.3	22.6	24.4	24.5
9	2.3	22.5	23.8	24.5	26.9
10	2.3	18.5	21.2	25.3	32.5
II. 世帯人員数ごとの十分位階級分布(シェア)					
1	35.7	7.5	2.4	1.5	1.2
2	22.3	12.1	4.5	2.9	2.8
3	13.0	12.6	6.9	5.1	5.3
4	9.7	11.2	9.1	7.6	7.0
5	7.0	10.2	10.7	10.3	8.3
6	4.4	10.0	12.1	12.3	10.7
7	2.9	10.0	13.0	13.8	12.4
8	2.0	9.7	13.3	14.5	14.1
9	1.4	8.9	14.3	15.0	16.3
10	1.6	8.0	13.8	17.2	22.3

注： 数値は、オーストラリア、カナダ、西ドイツ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、イギリス、アメリカのデータの算術平均である。

均より高く、十分位階級分布の下位3ランクではどの国よりも所得が高い。さらに65歳以上のグループの所得は他国と比べて少なく、全体としての分配は平等である。西ドイツは65歳以上のグループの所得の十分位階級分布は、他国と比べて平等である。

所得の種類

所得の十分位階級分布の各ランクごとに、各種類の所得の構成を観察したとき、すな

表 1 3 世帯主の年齢階級別の十分位階級構成比

十分位階級	世帯主の年齢階級					
	24歳以下	25~34	35~44	45~54	55~64	65歳以上
I. 各十分位階級ごとの年齢構成比						
1	7.5	5.7	5.7	7.9	16.9	56.1
2	7.3	9.3	7.7	11.1	16.6	48.0
3	8.2	14.7	12.8	12.8	19.0	32.6
4	8.2	22.3	17.5	14.8	19.7	17.5
5	5.8	25.7	21.3	16.5	18.6	12.1
6	5.3	26.2	24.5	18.1	16.8	9.1
7	4.3	25.8	25.6	19.7	16.9	7.7
8	3.4	22.2	26.9	22.0	18.3	7.2
9	2.1	17.9	27.2	25.8	20.3	6.7
10	1.3	12.6	25.6	29.2	22.2	9.1
II. 世帯主の年齢階級ごとの十分位階級分布(シェア)						
1	11.3	2.2	2.5	4.5	8.7	24.4
2	12.4	4.6	3.4	5.4	8.4	22.1
3	15.2	7.5	6.1	7.4	9.5	14.4
4	15.4	11.4	8.0	8.4	9.5	8.5
5	12.7	13.4	10.0	9.0	8.9	6.1
6	10.7	14.2	11.8	9.6	8.7	4.9
7	9.0	14.2	12.8	10.4	9.0	4.3
8	7.5	12.8	14.1	12.0	10.5	4.3
9	3.7	11.1	15.1	14.6	11.3	4.4
10	2.2	8.7	16.2	18.7	15.5	6.0

注： 数値は、オーストラリア、カナダ、西ドイツ、ノルウェー、イギリス、アメリカのデータの算術平均である。

わち、各ランクにおける賃金と俸給、事業所得、投資所得、社会的トランスファーなどの各種の所得の比率がどうなっているかを観察すると、多くの興味ある事実を見出すことができる。

所得の種類ごとに税率がことなっているから、それが所得分配に与える効果、社会的トランスファーが、低所得者の所得保障にどのように役立っているか、<sup>39)</sup>また生産要素への所得の配分と階層間の所得分配の密接な関係などがはっきりしてくるのである。

所得の種類ごとに分けて分析する場合、各種類ごとの範囲を明確にすること（特に社会的トランスファーについて）は、或る国については課税前所得のデータを用い、他の国については課税後データを用いなければならなかったりするほか、調査に対する低回答の程度が、所得の種類ごとに同一でなかったり（特に、投資所得と事業所得については、実際の所得よりかなり低い）するため、多くの困難があり、対象国は6ヶ国にとどまった。その結果は、表14のとおりである。

表14については、おおむね次のように述べることができる。所得の十分位階級分布の最下位の2ランクについては、所得額の圧倒的な部分をトランスファーに負っており、第3番目のランクは丁度中間的で、賃金が所得の中で一番大きな割合を占めているが、トランスファーの割合も相変らず大きい。第4番目から第9番目までは、明らかに類似した性質を示して、（低いランクから第8番目まで次第に高くなりながら）賃金の割合が所得額の3分の2を占めており、事業所得は約7%、投資所得は約5%である。トランスファーは、上位のランクへ行くほど低下し、第4番目では18%、第9番目では5%である。第10番目のランクは、かなり様子が変わり、賃金と俸給のシェアが小さくなる一方、事業所得と投資所得が著しく大きくなる。

次に、所得の種類ごとの十分位階級分布を見ると、最下位の2ランクでは賃金と俸給は非常に小さなシェアしか占めておらず、（表3の課税前所得の十分位階級分布と比

表14 所得の種類ごとの十分位階級構成比

十分位階級	所得の種類			
	賃金俸給	事業所得	投資所得	社会的トランスファー
I. 各十分位階級ごとの所得の種類構成比				
1	19	1½	2½	77
2	29	6½	7½	57
3	51½	8	6½	34
4	68½	8½	5	18
5	75½	7½	5	12
6	79½	7	4½	9
7	81	7	4½	7½
8	81½	7	5	6½
9	79½	9	6	5½
10	64	18½	13½	4
II 所得の各種類ごとの十分位階級分布（シェア）				
1	0.4	0.4	2.0	11.6
2	1.3	2.0	3.6	16.7
3	3.4	3.9	5.0	14.5
4	6.1	5.6	5.1	10.3
5	8.4	5.7	5.2	8.4
6	10.6	6.3	6.1	7.4
7	12.6	7.8	6.7	7.0
8	14.9	8.5	8.3	7.4
9	17.8	13.1	11.9	7.4
10	24.6	46.8	46.2	9.5

注記 数値は、カナダ、フランス、西ドイツ、ノルウェー、イギリス、アメリカのデータの算術平均の値の端数を整理したものである。

較して…訳者）最下位の2ランクの平均値のシェアの合計5%のうち1%を占めるにすぎない。第3番目と第4番目のランクの賃金と俸給のシェアは、国民所得全体の中で占めるシェアよりもまだ小さいが、両者の関係は極めて密接である。事業所得と投資所得は相互に類似した動きを示し、第9番目のランクまでは上位へ上るごとにそのシェアが次第に上ってゆき、最上位ランクに至って急激に増大する。事業所得と投資所得を合せたものの約40%がこのラ

ソクに集中しているのである。トランスファーのシェアは、最下位のランクから最上位のランクまで順次低下しているが、最下位と第2番目のランク、第9番目と最上位のランクでは順序が逆転している。トランスファーは上位のランクでは所得の中に占めるウェイトは小さいけれども、全ランクを通じて7%以下のものはないのである。

ここではデータを示していないが、各国の所得の種類構成について説明する。まずフランスでは賃金と俸給のシェアが低く、ドイツとノルウェイでは事業所得のシェアが大きい。イギリスでは最下位2ランクでの賃金と俸給のシェアが特に低く、トランスファーのシェアは他国より大きい、またフランスのトランスファーは、第3番目以上のランクで各国平均より大きくなっている。

各種類の所得が十分位階級の各ランクへ配分されている状況については、まず賃金と俸給は、各国とも大変よく似た型を示しているが、フランスだけが最高位のランクで大きなシェアを持っており（他のいずれの国より4%も大きい）、西ドイツとアメリカは比較的少ない。また社会的トランスファーは、イギリスでは最下位2ランクに特に集中しているが（42.4%）、フランスでは集中の程度が低い（17.7%）。

ここで所得の種類で見た所得構成と所得の種類ごとに見た所得分配とが、さまざまな要因とからみ合いながら、全体としての分配のあり方をきめている状況を簡単にスケッチしてみよう。まず最下位の2ランクのシェアは、社会的トランスファーを中心

とする政府の政策のあり方に影響されるところが大きい。<sup>40)</sup>第3番目から第9番目の各ランクの不平等度は、世帯当りの稼ぎ手の数（本質的に主婦の勤労能力と意思に関係する）と所得移転政策のあり方に影響を受けるが、基本的には勤労所得の内部での不平等度の程度に依存している。最上位のランクの所得額は（そして第9番目のランクでは若干少なく）、各国の国民経済における事業所得と投資所得のシェアによって定まってくる。こういったことは、少なくとも傾向的なことがらとして容易に納得できることであると思う。

また所得分配におけるこれらのさまざまな傾向は、政府の政策態度とも大いに関係があり、たとえば、高齢者世帯や小人数の世帯を優遇するような政策は、分配を平等化する効果があり、反対に多人数の世帯や、世帯主が25歳から54歳までの世帯を優遇するような政策は、不平等度を拡大させるために行なわれているように見えるのである。

社会的トランスファーが、所得分配に与える影響について

ここでは問題を単純化し、トランスファー前の所得とトランスファー後の所得の比較を行なうだけとし、社会的トランスファーの制度の存在が個人の行動に与える影響は無視する。人々は公的年金制度のもとにあるときは、各人の老後の貯蓄が少なくなるかも知れないし、トランスファーと租税の区別についても、大ていの場合両者は相互に代替できるので、余りはっきりしない

といったことも度外視して考察を進める。

ここで使用できるデータは、まずトランスファー前の所得（しばしば要素所得又は当初所得とよばれる）の分布でランク付けをした世帯分布と、トランスファー後の所得分布の2種類のものがあり、その詳細は付録Ⅲで述べる。すでにくり返し述べてきた理由のほかに、トランスファーの定義は各国によって異なっており、完全な国際比較はここでも難かしい。

カナダ、スペイン、スウェーデン、イギリスの4ヶ国はトランスファー前の所得分配データが利用できるが、これによれば、十分位階級分布の最下位ランクではトランスファー前のシェアはほとんどゼロに近いのに、トランスファー後は2 $\frac{1}{2}$ %から4 $\frac{1}{2}$ %の間になる。第2番目のランクではトランスファー前の所得は0.3%（スウェーデン）から1.4%（カナダ）の間にあるが、トランスファー後には可処分所得の60%から80%がトランスファーで占められることとなる。これより上位のランクでは比率は小さくなっているが、各ランクともに5%ほどの所得を受取っている。

トランスファー後の所得分配データが利用できる国について見ると、最下位のランクでトランスファー前所得において平均 $\frac{1}{2}$ %のシェアであるものが、トランスファー全体の額の8分の1の額を受取り、トランスファー後に1 $\frac{3}{4}$ %のシェアを得る。第2番目のランクは平均してトランスファー額の5分の1を受取り、トランスファー前の1 $\frac{3}{4}$ %から3 $\frac{1}{2}$ %のシェアとなる。（付録Ⅲの各表を参照されたい。…訳者）

#### 第4章 他の諸国のデータ

本章では、以上で検討した諸国以外のOECD加盟の10ヶ国について、利用可能な資料を用いて簡単な検討を行なってみたい。ここで用いているデータの算出方法や諸定義は、第1章で示した「核心的」な方法とは異なっており、数値も第2章のものとは異なっている。対象10ヶ国は次のとおりである。

オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、ニュージーランド、スイス、トルコ、ユーゴスラビア、

〔オーストリア〕

オーストリアでは所得分配データとしては、被用者と自営業者それぞれ別個に作成された所得税の税務データしかない。このデータは、被用者にあっては所得単位を個人とし、自営業者にあってはそれを世帯としているが、両者の間に重複計算も見られるようである。

1970年における課税所得の分配  
（世帯又は個人，十分階級，シェア）

十分位階級	被用者 a		自営業者 b	
	課税前	課税後	課税前	課税後
1	1.8	1.9	1.4	1.9
2	3.6	3.9	2.5	3.3
3	5.9	6.2	3.3	4.3
4	7.3	7.7	4.1	5.2
5	8.5	8.8	4.9	6.0
6	9.8	10.1	5.8	7.0
7	11.0	11.3	7.2	8.4
8	12.7	12.8	9.8	10.9
9	15.0	14.9	14.3	14.8
10	24.4	22.4	46.7	38.2

- a) 個人
- b) 世帯

資料 “Die Einkommensschichtung in Oesterreich von 1953 bis 1970 im Lichte der Steuerstatistik”, *Statistische Nachrichten*, 30/1975 Heft 10

ここでは、1953年、1957年、1964年、1967年のデータが使用できるが、それらによれば、確かに不平等度の増大の傾向が見られる。

[ ベルギー ]

ベルギーの場合、基礎データとして2,200世帯を対象に行なった家計収支調査がある。完全なデータはベルギー政府が作成しているが、詳細な内容まで「*Bulletin de Statistique* (2/75)」に収録されている。このデータにおいては所得は、課税前・貨幣所得プラス自己所有資産からの帰属レント、医療費の費用償還を含めたトランスファーと、定義されており、また世帯の定義は、本論文で用いたものとはほぼ同じで

1973-1974年における、自営業者セクターを除いた課税前所得分配  
(世帯・十分位階級、シェア)

十分位階級	所得のシェア	十分位階級	所得のシェア
1	2.6	6	9.6
2	4.4	7	10.8
3	6.0	8	12.3
4	7.3	9	14.7
5	8.5	10	23.8

資料 ベルギー政府当局よりOECD事務局への報告と、著者による推計

ある。しかしこのデータは対象数が少なすぎるものが欠陥となっており、他の諸国と十分な比較は難しいと思われる。

そこで、この調査がカバーしていない(世帯主が賃金又は俸給の稼得者である世帯、及び世帯主が無職である世帯)について、著者が補間法によって十分位階級分布を推計したものがこの表である。

[ デンマーク ]

デンマークでは、課税のための評価所得が、毎年「デンマーク統計年報」に報告されており、しばしばいろいろな目的での国際比較に用いられているが、これが唯一の所得分配データとなっている。このデータの所得は課税所得額であって、短期的なトランスファーを含んでいるが、児童手当とその他の個人的な手当類は除かれている。これらのデータは、一般的に課税目的のデー

1973年における課税前所得分配  
(課税単位、十分位階級、シェア)

十分位階級	所得のシェア	十分位階級	所得のシェア
1	0.0	6	9.0
2	1.2	7	11.6
3	3.4	8	14.6
4	4.5	9	18.1
5	6.2	10	31.4

資料 *Statistike Efterretninger*, 80/1974

タの持つ欠点を備えており、国際比較には使用できない。また1970年以降、特に注目しなければならないのは、既婚婦人を、所得の有無に拘わらず統計に加えたことであって、そのため十分位階級分布の最下位ランクでは、所得シェアはゼロになってしまっている。最近のデータは表のとおりである。

〔フィンランド〕

フィンランドでは所得分配データは、フィンランド中央統計局(Central Statistical Office of Finland)に集められているが、使用できるのは課税統計<sup>42)</sup>であって、課税統計共通の次の2つの欠点がある。

- i) 課税対象とならない所得が除かれているため、1969年時点で全所得額の6%にも達している「社会的」年金(公的年金をいう。企業年金ではない)が、除外されてしまう。
- ii) 両親と同居している若い子弟の所得が、分離して計上されているため、2,000マルカ(markkaa)以下の所得階層(最下位ランクの境界線上にある)が多くなり、この階層に属する人口の20%が、そのために生じたものと思われる。

次に、課税単位(夫婦で1単位となる。)で作成した十分位階級分布を示す。最下位の2ランクは、第2章に掲げた他の諸国の最下位2ランクと比較して明らかに著しく

低い。ここに「社会的」年金を算入し、課税単位の代わりに世帯を用いれば、この状況は著しい変化を示すものと思われる。

1969年における課税所得の分配  
(課税単位, 十分位階級, シェア)

十分位階級	課税前所得	課税後所得
1	0.6	0.7
2	1.0	1.1
3	2.4	2.7
4	4.3	4.7
5	6.2	6.7
6	8.3	8.8
7	10.8	10.7
8	14.0	14.8
9	22.0	18.9
10	30.4	30.8

資料 Central Statistical Office,  
Statistics of Income and Property  
1969, Helsinki 1974 より

〔ギリシャ〕

ギリシャについては、個別の研究データが2つある。

第1は、所得税課税のための資料のみを用いて作成されたデータであり、労働人口の21%をカバーしているのみで、トランスファーを除外している<sup>43)</sup>。このデータの作成者は、1971年のジニ係数を0.46と推計しているが、この資料のカバレッジが著しく狭いため、他の所得分配データと比較しても、余り正確な判断はできないだろう。

第2は、Karageorgasの研究によるデータであるが、この研究は主として、ギリ

シャにおける租税とトランスファーの再分配効果（租税については分配を一そう不平等にする効果を持っていたようである）について、行なわれたものである。

このデータを次に示しておくが、家計調査や課税所得統計など多くの資料によって推計されている。原則として、算定された所得分配は全人口と全貨幣所得をカバーしているが、ジニ係数は0.54と算出され、十分位階級分布の最高位のランクのシェアは40%にも達し、最下位ランクは1%にも満たないのである。データは次表のとおりである。

1954年における所得と世帯の分布  
(所得区分)

世帯所得区分 (1,000ドラクマ (drachma))	パーセンテージ	
	世 帯 %	課税後所得 %
15以下	15.1	2.1
15.0-28.4	25.1	7.5
28.5-54.9	30.3	16.4
55.0-77.0	12.8	15.8
77.1-119.0	9.6	23.5
120以上	7.1	34.8

資料 D.Karageorgas op cit., p.447

[アイルランド]

アイルランドについては、所得分配についての最近の資料はほとんどなく、1965-1966年の家計収支調査が唯一の資料であった。このデータの所得の定義と所得単位概念は、本論文で用いられているものとほぼ同じであるが、人口のカバレッジ

が不十分なことや、都市に居住する世帯のみが対象となっているため、約50%の人口が除外されてしまっている。<sup>45)</sup>

もし全人口が完全にカバーされておれば、データがどう変っていたかを推測することは難かしい。平均的に農業所得は非農業所得より10%は低いと思われるが、この較差は、直ちに都市部と農村部の較差を意味するものではないし、農家所得の分配が他の世帯の所得と比べてより平等だとか、より不平等だとかを意味するものでもない。

1965年-1966年の課税後所得の分配  
(非都市部を除く)  
(世帯, 十分位階級, シェア)

十分位階級	所得のシェア	十分位階級	所得のシェア
1	1.7	6	9.0
2	3.5	7	10.7
3	5.6	8	12.8
4	6.5	9	16.4
5	7.9	10	26.0

資料 Household Budget Inquiry,  
1965-66 から著者が作成した。

[ニュージーランド]

ニュージーランドでは1966年の国勢調査で所得についての質問事項があり、その結果が基本的な資料となっている。これは一部分が「ニュージーランド年報」(New Zealand Yearbook)で報告されており、べつの研究でも報告されている。<sup>47)</sup>

前者の資料は、所得の定義から社会保障給付を除外しており、また世帯についても

1人世帯を除外しているほか、家族の一部が不在であったり、家族以外の者が同居している世帯も除外されたりで、約40%もの世帯が対象から除かれてしまっている。

後者の研究において、老齢年金、退職年金の除外部分を補正して所得分配を試算した結果は、次のとおりであるが、この試算では分配を、実際より平等化して表現しているものと思われる。

1965年度の課税前所得の分配  
(世帯、十分位階級、シェア)

十分位階級	所得のシェア	十分位階級	所得のシェア
1	2.9	7及び8	22.7
2	4.6	9	15.9
3及び4	12.5	10	25.6
5及び6	15.9		

資料 *New Zealand Yearbook* :  
W. Rosenberg. op. cit.,  
及び著者による推計

[ スイス ]

スイスは利用できるデータとしては、私的な研究結果が1つあるだけであるが、<sup>48)</sup>その研究は連邦税務報告及び老齢、遺族年金統計の2つの資料を用いて所得分配データを作成したものである。これら2つの資料をそれぞれから得られる分配の状況(五分位階級分布)は、相互にかなり異なっている。次にこれら2つのデータと、両者を合成して作成したデータを掲げるが、いずれが現実に近いかはここでは判定できない。ただ、所得税務報告のデータにおいて第3

分位階級と第4分位階級のシェアが同一であることが、大そう目立っている。

1961年-1962年の所得分配  
(個人、五分位階級、シェア)

五分位階級	シェア		
	所得税統計ベース	社会保険統計ベース	合成結果
1	10.2	2.4	2.6
2	13.3	9.9	9.7
3	15.7	16.9	17.1
4	15.7	23.9	20.4
5	45.1	46.9	50.2

資料 P. Lardi, op. cit.

[ トルコ ]

トルコの所得分配データの1つに、D. R. ミラー(D. R. miller)の「トルコに於ける所得分配の状態について」(Aspect of Income Distribution in Turkey, ILO Working paper mimeo. 1975)がある。このデータは1963年時点で、さまざまな資料から合成されており、五分位階級分布で示されている。その結果を次に示す。

1963年の所得分配  
(世帯、五分位階級、シェア)

五分位階級	所得のシェア	五分位階級	所得のシェア
1	4.5	4	18.5
2	8.5	5	57.0
3	11.5		

資料 D. R. millar, op. cit.,

〔ユーゴスラビア〕

ユーゴスラビアのデータは、国連ヨーロッパ経済委員会（UNECE）の報告「戦後ヨーロッパの国民所得，1967年」

*(Incomes in Post-War Europe, Geneva*

1967)の第12章に若干のものが掲載されている。このデータは全人口をカバーし、定義が必ずしも明確でないが、世帯も対象としている。所得は貨幣所得（源泉徴収される税額は控除されているが、その他の税は未だ差引かれていない。）のほか、現物所得、粗借入金、粗貯蓄の減少、賦払いによる購入額まで含んでいる。データは1成人当量（原注10参照…… 訳者）の所得額で示されており、これは世帯当りの所得分配と比較するより、本論文における1人当り所得額と比較するのが適当である。

1963年、課税後所得の分配  
（1成人当量、単位、十分位階級、シェア）

十分位階級	所得のシェア	十分位階級	所得のシェア
1	3.3	6	8.4
2	4.6	7	10.6
3	5.3	8	12.4
4	6.3	9	16.5
5	7.3	10	25.4

a 源泉徴収で課税されるものは控除済み、それ以外の税は未だ差引かれていない。

資料 UNECE op, cit.

原文注

- 38) 対象国については、表に記載している。
- 39) 社会的トランスファーと貧困者に対する扶助との直接的なつながりは、このデータからは見られない。すでに述べたとおり十分位階級の下位のランクには、世帯人員の少ないものが多く、このような世帯の中には1人当り所得（又は1成人相当量）で見て、上位のランクの人員数の多い世帯より、所得の高いものも見られる。
- 40) 本論文の実例とは異なるが、もし政府の政策がもっと寛大であれば、トランスファーを受けとるランクは、もっと高いところに及ぶこととなる。
- 41) この効果は、当初の分配の偏りを部分的にか、全部をか打ち消す「フィード・バック効果」である。
- 42) フィンランドは、近い将来ヨーロッパ統計家会議の国際プロジェクトに参加することとなっており、そうなれば、よりよい情報が得られることとなろう。
- 43) T.P. Lianos and K.P. Prodromidis, *Aspects of Income Distribution in Greece*, Centre of Planning and Economic Research. Athens 1974.
- 44) D. Karageorgas. "The Distribution of Tax Burden by Income Group in Greece", *Economic Journal*, June 1973.
- 45) 次の1976年に行なわれる家計収支調査では、全国民が対象とされることになっており、データが改善されるものと思われる。
- 46) M. Ross, *Further Data on Country Incomes in the 1960's*, Economic and Social Research Institute, Dublin 1972. によって算出した。
- 47) W. Rosenberg "A Note on the Relationship of Family Size and Income in New Zealand", *Economic Record*, September 1971.